

協同組合から教育の再生を考える

——協同の力で高める地域の教育力——

山 田 定 市 (北海道/北海道大学教育学部教授)

1. 地域における教育の荒廃とその要因

いま、各地域で教育の荒廃をもたらしている最大の要因は、臨時教育審議会答申の具体化（いわゆる「臨教審路線」）と財界・政府の地域戦略による地域政策であり、それらがお互いに結びついて社会と地域の教育力を破壊しつつあるといえる。

日本の教育政策は明治から戦前・戦時にいたる過程で天皇制支配の一翼を担って中央集権的な国家統制のもとにおかれ、教育勅語による全体主義的教育として実施されてきた。

そのような強権的な統制は戦後教育改革のもとで一旦拒否されたが、1953年の池田・ロバートソン会談覚書を契機とする教育の反動化のもとで、教育の中央統制は一段と強化された。地方自治行政を基礎とする欧米の教育行政と比べて、それは異常な事態であるといえるが、その基調は1980年代以降にも貫かれる。

自由化や個性化を標榜する臨教審路線が、能力差別主義と中央集権による教育統制を融合させた新たな国家支配政策であることは、「新学習指導要領」や「君が代」・「日の丸」問題、そして教科書検定の一層の強化をみても明らかである。

他面では、臨教審答申は学校、地域、家庭の連携の必要性について述べている。一見するところ地域の教育力への期待のようにも見られる。しかし、その真意は地方自治にもとづく地域分権的な教育を進めようとするのではなく、むしろ中央集権的な教育統制を徹底させるために、地域のさまざまな組織や住民活動、家庭を動員することにある。

この点は、例えば最近における学校五日制の実施の中で、PTAや「子ども育成会」など教育や子育てにかかわる地域の組織にたいして、教育委

員会や学校管理機関が一方的な「期待」を寄せ、新たな「しめつけ」を行おうとしていることにも示されている。

また、地域の過疎化にともなう学校統廃合が示すように、それぞれの個性を持った地域の教育力は地域破壊を促進する地域政策と一体となって推進されているのである。

このような中央統制のいっそうの強化と差別分断のはざまでも最も苦しみ犠牲を強いられているのは、子どもたちや現場の教師であり、地域の父母・住民である。

こうした地域の教育事態を克服し、地域の教育力を再生させるためには学校内の努力だけでは困難である。

中央集権的な教育政策に対抗して地域に根ざした教育活動を幅広く進めるためには、地域社会に埋もれている教育力を広く掘り起こし、これを教育・学習の新たな活力とするようなさまざまな実践が求められる。

そのさい、協同活動が決定的に重要となると思うのである。臨教審路線が意図する差別・分断の能力主義的教育にたいしては、個々の力を寄せ合って協同することが何にも増して有効であり、必要なことだからである。

同じ個性の発揮といっても、臨教審路線のいう個性は他人を蹴散らす競争社会を勝ち抜く個性であり、一部のエリートだけの歪んだ個性である。

これにたいして協同してともに学び合い高め合う教育・学習活動は、教育の機会均等を協同の力で実現することを意味する。その意味で協同活動はそれじたい教育力を持っているといえる。

独習よりはみんなで学び合うことがはるかに優れているという経験は誰しもが持っているはずである。

また、協同活動は一人の脱落者も出さないとい

うのがその基本に据えられている活動である。この点で、能力差別主義的な教育とは根底から異なっている。

また、協同活動は必然的に地域社会に根ざした活動である。その意味についてももう少し考えてみよう。

2. いま、あらためて地域協同活動の意義と地域民主主義運動の内実を問う

中央集権にたいする考え方として地方分権ということがしばしば言われる。しかし地方分権がすべて住民自治や地域民主主義に根ざしているとはかぎらない。

ちょうど小論の執筆中に、大前研一氏が提唱する「平成維新の会」の旗揚げが報じられた。その一つの主張は中央集権にたいする地方分権の強調に示されている。しかし、その基礎にある主張と行動原理は、同氏がもう一方で主張している「徹底した規制緩和と市場開放」が示すように、アダム・スミスばりの自由放任主義であり、強食弱肉の論理なのである。

大前氏は地方分権の具体的なあり方の一つとして道州制を提唱し、それによって中央に集中している権力・権限を地方に分散し、それぞれの地方がいわば「独立国」として自前で生きる、ということを強調する。そのさい、「力と努力の伴わない地域の衰退は止むをえない」という。そういう地方分権は住民自治や地域民主主義とは無縁であり、協同の理念のひとつかけらさえも見あたらない。

協同は、個々の人びとがともに生きともに働くことを認め合い、その実現のために力を合わせて、より人間的に生きるためにともに高め合うことを共通の理念とする実践活動である。

そのような協同活動にあって、とりわけ地域協同活動を重視するのは、そうした協同活動の歴史的な積み上げは、まさに地域社会においてなされてきたからであり、さらにそうした地域社会における蓄積にたいして、これを破壊しようとする攻撃が地域に集中的に向けられているからである。中央集権化と広域化が結びついて現実の政策がさ

まざまな分野で強行されているのもこのためである。

このような地域協同活動が実に多彩にしかも創造的に、さらに急速に発展しつつあることは、例えば、昨年6月に京都で開かれた『いま協同を問う'92全国集会』の圧倒的な成功、とくにそこに結集した人びとの数と分野の広さ、討議の内容の深さを見ても明らかである。日本の地域民主主義運動の新たなうねりが多彩な地域協同活動の中でつくられているといっても過言ではない。また、それぞれの運動が同時に教育・学習運動としての意義と内実を持っているという点に注目するならば、この集会に結集した多彩で豊かな実践活動は、地域教育運動の新たな息吹を示しているといっても過言ではない。そのうえで、ここで改めて問われなければならないのは協同の内実である。

3. 協同組合の民主主義の内実と

その教育的意義

さて、以上の文脈の中に協同組合を位置づけ、とくにその教育とのかかわりについて見るとき、その内実としてどのようなことがいえるであろうか。

地域協同活動の中で、協同組合運動が歴史的にも社会的にも最も大きな影響力を発揮してきたことはいうまでもない。そうした蓄積のもとに国際協同組合同盟においても協同組合原則が長い歴史の検証を経て確認され、世界の協同組合に大きな影響を与えてきた。

そうした中で、協同組合教育が原則の一つとして位置づけられてきたことはいうまでもない。今年の第30回 I C A 大会に向けてのS・A・ベーク氏の報告『変革期の世界における協同組合の価値』を見ても、協同組合運動の教育的意義について随所で述べられている。

とくに今回の大会が前回に引き続いて「協同組合の基本的価値」をめぐる議論されたことは、協同組合の民主主義の内実について深めるうえで少なくない意義を有している。協同組合の教育的意義の根幹は民主主義教育であると思うからであ

る。

しかし、ここでわれわれは協同組合とのかかわりで民主主義や教育について考えるさいに、越えるべき大きな関門に直面する。

民主主義や教育の問題を協同組合運動の側からみると、とかくその意義が協同組合の独自性との関連だけで認識されることに陥りがちとなるからである。ベーク報告をみてもその中で提起されていることの実践的意義はきわめて大きいのであるが、その議論の範囲は基本的には協同組合の独自性との関連の枠内にとどまっている。協同組合の運営原則やそれにもとづく独自性との関連で議論するかぎりでは、民主主義や教育をめぐる社会的課題との関連で、その中で協同組合がいかなる役割を果たし得るか、という課題を十分に解き明かすことはできない。

いいかえると、ベーク報告は協同組合活動が民主主義教育としていかなる意義を有するかについては触れているが、より広く現代社会における民主主義教育の課題について、さらにその中における協同組合の教育的意義についてはほとんど言及していないのである。

このような議論の制約を乗り越えるためには、少なくとも協同組合について、それぞれの国におけるそれぞれの種類の協同組合運動について、まず、正確な歴史的な位置づけを行うことが、協同組合の教育的意義について考えるさいの前提となる。

例えば、日本の労働者協同組合がその運動の原則としている「七つの原則」とそれにもとづく実践が民主主義教育・学習としての水準の高い内実を持っていることは衆目の一致するところであると思うが、他方、農協の教育活動はどうであろうか。一部の先進的農協の実践は別として、そこには明らかに内実の違いが見られる。それと同時に、労働者協同組合運動においても、七つの原則がどこまで実質化しているか、と言う点について、たえず厳しい点検が必要とされよう。

また、げんに全国各地で見られる生協の多彩な教育活動についても、これを一律に論ずることは

到底できないであろう。いわゆる協同組合についての学習を中心とする協同組合教育から、子育て、PTA活動に類する活動、さらに組合員の生涯にわたるみずからの学習、すなわち生涯学習に関する幅広い教育・学習活動など、それぞれの生協によってその内容は実に多彩である。また、ヨーロッパで見られるように教育活動に直接かかわる協同組合の結成の可能性も少なくない。

4. 内容豊かな教育活動ネットワーク づくりと協同組合

さて、このように議論を進めるならば、協同組合と教育、について考えるさいにあらためて次の三つのことが重要である。

一つには、一口に教育活動といっても、それは従来いわれてきた学校教育や社会教育行政による教育活動だけではなく、もっと幅を広げて地域や職場で多彩にくり広げられている諸活動の中に含まれる教育的・学習的意義をすべて含むということである。

その意味で私たちの成長・発達に直接・間接にかかわるすべての活動が教育活動なのである。そのようにより広い可能性を持つがゆえに、協同組合もまた、その活動の中で教育的活動を一定程度担うことができるのである。

二つには地域におけるさまざまな機関・組織の中で、とりわけ協同組合に期待される教育活動の社会的役割は、労働や生活に結びついていることと、そのような活動の中で発揮される教育活動の役割についてであろう。

そのさい、協同組合としてなしうる活動として期待されることは、労働、生活、産業活動、医療・福祉、文化・芸術、教育など実に多彩であるが、それぞれの活動領域において共通しているのは、民主主義をその基本的な行動の原理とすることと、その実現に欠かせない学習、教育を協同組合活動として幅広く展開することである。

しかし、だからといって協同組合だけで民主主義とその学習、実践を完結的にできるわけではない。協同組合運動は、その発展の過程で他の諸団

体、諸活動とのより広い協同を必要とする。そこで求められているのは、いわば地域的ネットワークづくりである。

この点において協同組合はこの地域ネットワークづくりの一つの要（かなめ）となることができる主体的条件を備えていると見ることができる。

地域の教育力の再生を実現するうえで、いまもっとも重要なことは、幅広い教育活動についての幅広い地域ネットワークづくりにもとづく実践である。

そして、その中で協同組合が先進的役割を果たすことが求められているのである。

とくに日本における生協運動や労働者協同組合運動などは、日本の社会秩序の中に強固に存在する中央集権的なタテ社会秩序にたいする実践的な批判としての、つまり横の地域的ネットワーク運動としての意義を有している、といえる。

いま協同組合運動の中で、とりわけ高揚期にあると思われる運動に生協運動と労働者協同組合運動があるが、その主体となっているのは女性と中高年労働者である。いずれもこれまでの社会秩序の中にあっては、さまざまな差別と不利益を被ってきた階層である。それを、いわば横の連帯で克服しようとする主体的運動としての意義を、それぞれの協同組合運動が持っているともみることができる。

教育・学習の機会均等の権利を実現するためには、たんに権利を主張するにとどまることなく、その実現のための基礎的条件を、まさに、その不平等・差別をもたらしている経済・社会的根源にさかのぼって、協同の力でこれを克服する実践（たとえそれが改良的意義にとどまろうとも）が不可欠である。協同組合運動がまさにそのような社会運動であり、その中に民主主義学習としての実践的意義を有するとみることができる。

しかし、三つ目に次のことも同時に指摘しておかなければならない。それは協同運動の階級的意義についてである。協同、の行動原理が権力者の上からの支配の原理として逆用される危険性を持つことは、戦前・戦中の「産業組合主義」が国

民にたいして、協同して戦争に協力させ、駆り立てるイデオロギーとして逆用されたという史実にも示されている。その意味で、現実に存在する対抗的な社会構造の中にあって、国民が主体となる真の協同活動の内実を追及し実践することが求められているのである。

インフォメーション

＝東京自治セミナー93＝

- 「変わりゆく日本政治—政治改革の透視図—」
 ○2月12日（金） 午前10：00～午後5：00
 ○新宿モノリス28F会議室（京王プラザホテル横）
 ○報告／岸井成格（毎日新聞論説委員）「日本型『政治改革』の展開を読む」／高島通敏（立教大学教授）「政治・行政構造の転換と地方政治」／板倉宏（日本大学教授）「政治資金と株式会社」
 ○参加費1万円○主催：東京自治問題研究所
 03-3545-9491

＝東京福祉環境連続セミナー＝

- 2月18日（木） 午後2：00～4：00
 ○新宿・家庭クラブ会館（JR新宿駅南口より徒歩7分、文化服装学院横）
 ○宮本憲一（大阪市立大学教授）「『世界都市』から『自治都市』へ—新しい街づくりを目ざして」
 ○主催：東京福祉環境会議03-3480-5378

＝私たちの洗濯機づくり研究会＝

- 2月22日（月） 午後6：30～9：00
 ○神田公園区民会館、区民集會室（JR神田駅西口より徒歩5分、神田電話局前）
 ○ドラム式洗濯機の開発とその普及、事業化をめざし、図面ができあがり仕様が具体化される段階になっています。生産の専門家でない方も含め、協同でものづくりに挑戦してみませんか。研究会の軌跡をビデオにという提案も出ています。
 ○年会費2000円、例会参加費毎回500円
 ○連絡先：かなる舎・高原氏まで、千葉県柏市北柏3-5-4日暮ビル 0471-66-8995